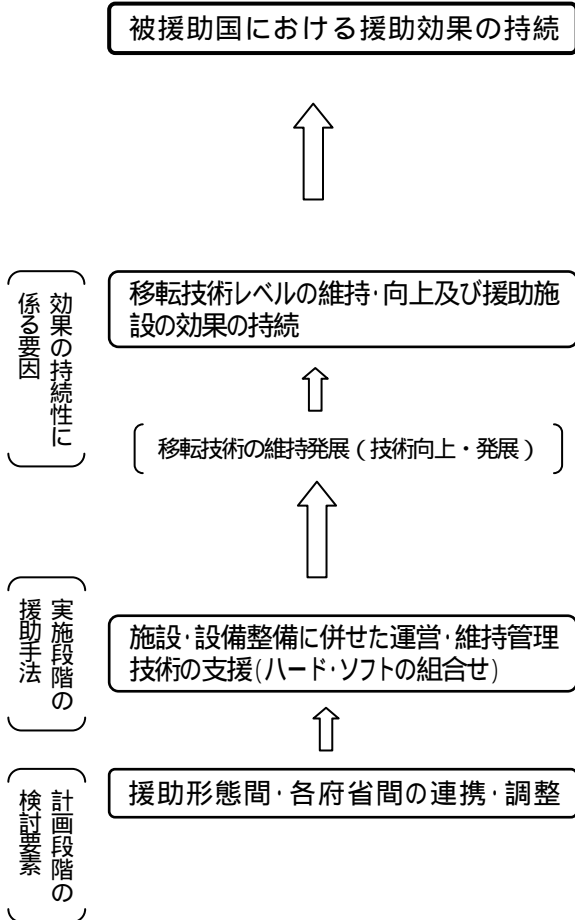


ロジック・モデルの解説例

【ロジック・モデル】



「ラジオ・テレビ放送網拡充事業」インドネシア（有償資金協力（円借款）昭和60～平成2年度・昭和62～平成4年度、計151.1億円）

被援助国における援助効果の持続

↑

（受信可能地域の拡大（平成元 平成5））  
テレビ：33.9% 41.3%、ラジオ：67.0% 81.0%  
（受信可能人口の増加（平成元 平成5））  
テレビ：64.7% 79.2%、ラジオ：79.9% 92.0%  
（送信出力の増強（平成元 平成5））  
テレビ：339KW 346KW

「村落レベルに至るまでカラー放送が普及し、テレビのカラー化を推進」

「地方局も含めた良質な自主制作番組が増加したこと、放送時間の拡大したことなどから番組制作能力向上」、「送信機の整備により受信域が拡大し、受信可能人口が拡大（特にテレビにおいて顕著）」

↑

「事業内容は資機材の供給（調達・設置）が中心であったが、その運営・維持管理についても、わが国の無償資金協力とプロジェクト方式技術協力による「マルチメディア・トレーニング・センター」や、円借款別事業による「ラジオ・テレビ保守センター」、更にはJICAによる放送セクター第5次5か年計画策定など、適切なタイミングで必要な支援」

（注）「ラジオ・テレビ放送網拡充事業（ ）（ ）」（平成10年度机上評価・J B I C）及び当省の調査結果に基づき作成した。

「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画」インドネシア（無償資金協力、平成8年度、8.56億円）

被援助国における援助効果の持続

↑

「施設・機材の維持管理については人材配置の不足や修理担当部局の技術レベルの低さがみられ、維持管理体制確立に向けた一層の努力が必要」

施設整備事業のみの実施

↑

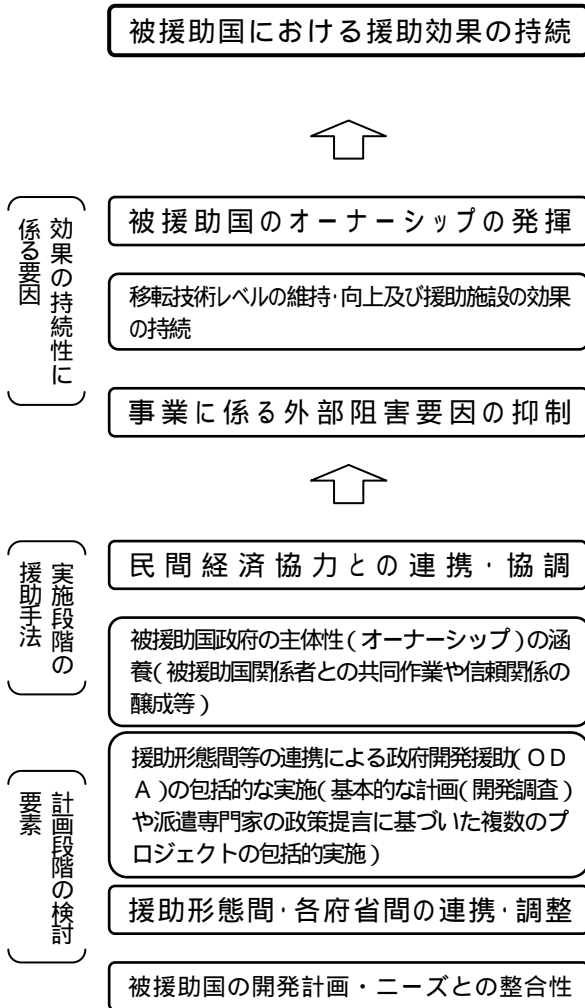
「機器設備を継続して有効に活用していくためには、その運営・メンテナンス研修や政府技術者による定期的な検査が必要」

「整備された研究・実験用機材の多くは精密機器であるため、（中略）センタースタッフの基本的操作・維持管理方法の習得など、インドネシア側は維持管理体制を早急に整える必要がある。」

（注）「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画」（平成12年度終了時評価・14年度個別案件事後評価・J I C A）に基づき当省が作成した。

# タイにおける中小企業振興政策

## 【ロジック・モデル】



{ 個別施策実行中 }

**タイ政府**

- \* 中小企業振興法の制定
- \* 中小企業振興マスタープラン(製造業に係る中小企業振興施策の指針)の策定
- \* 中小企業庁の設置 等

**日本**

**政府ベース及び民間ベースによる包括的な支援**

- ・JICA:タイ政府への専門家派遣による制度構築
- ・JBIC:工業部門強化計画(円借款)、小規模企業育成計画(案件実施支援調査(SAPI))等
- ・JODC((財)海外貿易開発協会):民間機関への専門家派遣等

JICA、JBIC、JETRO、中小企業事業団、中小企業金融公庫、商工中金等による現地における総合的な組織化

協力分野の調整・連携

IMF、世界銀行、アジア開発銀行等

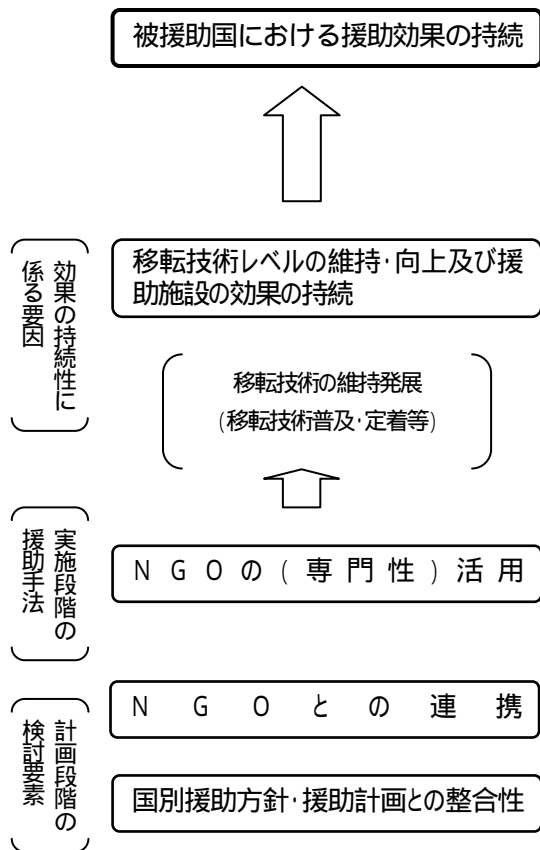
**中小企業振興政策をタイ政府に対し提言**

中小企業金融の強化施策(信用保証制度整備、中小企業専門金融機関の設立)、技術・経営能力の強化施策(巡回指導、技術支援)、企業診断制度の導入等

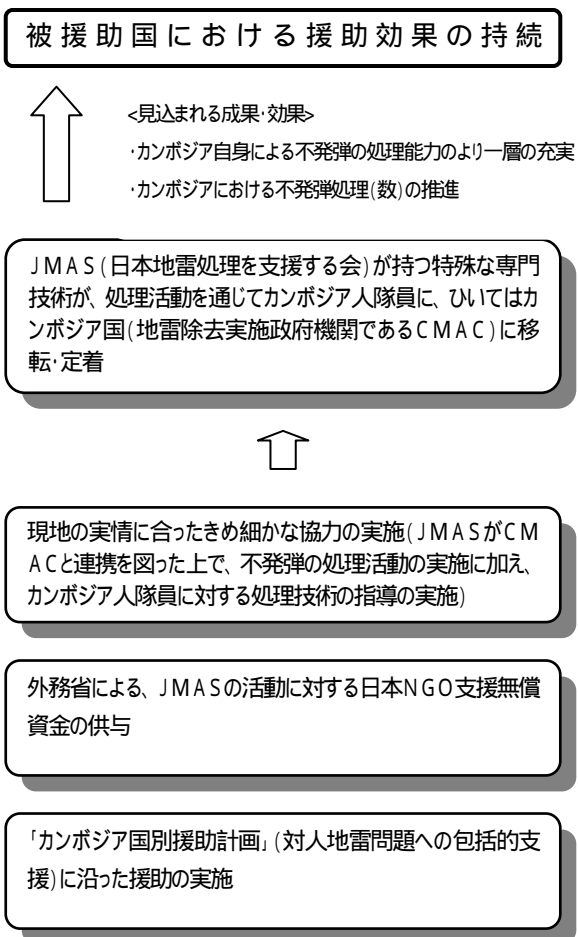
中小企業金融システムの構築、中小企業政策の法制化・実行支援及び中小企業振興マスタープラン(案)の作成のため専門家を派遣(JICA)

(注) 当省の調査結果による。

【ロジック・モデル】

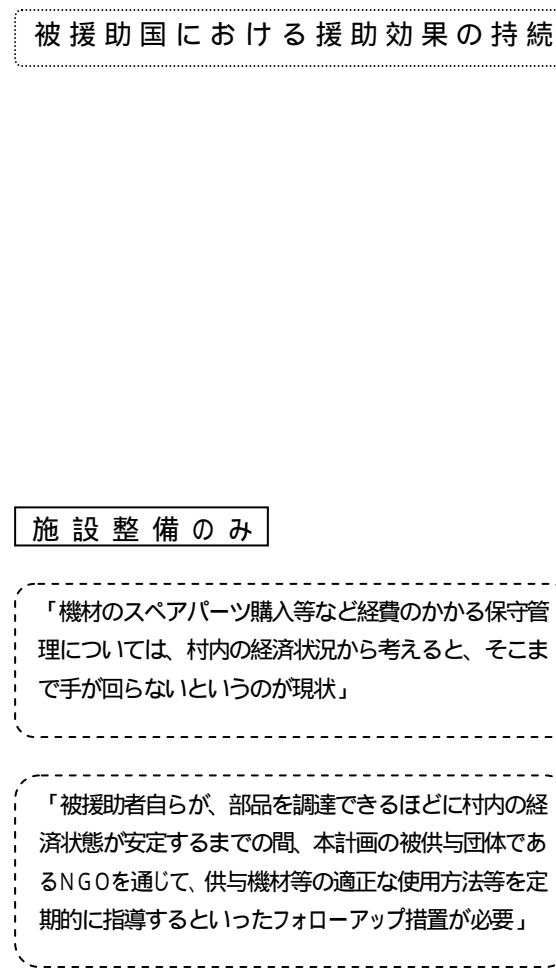


「プレイヴェーン州における不発弾処理プロジェクト」カンボジア（日本NGO草の根無償資金協力、平成14年度～、4,250万円）



(注) 当省の調査結果による。

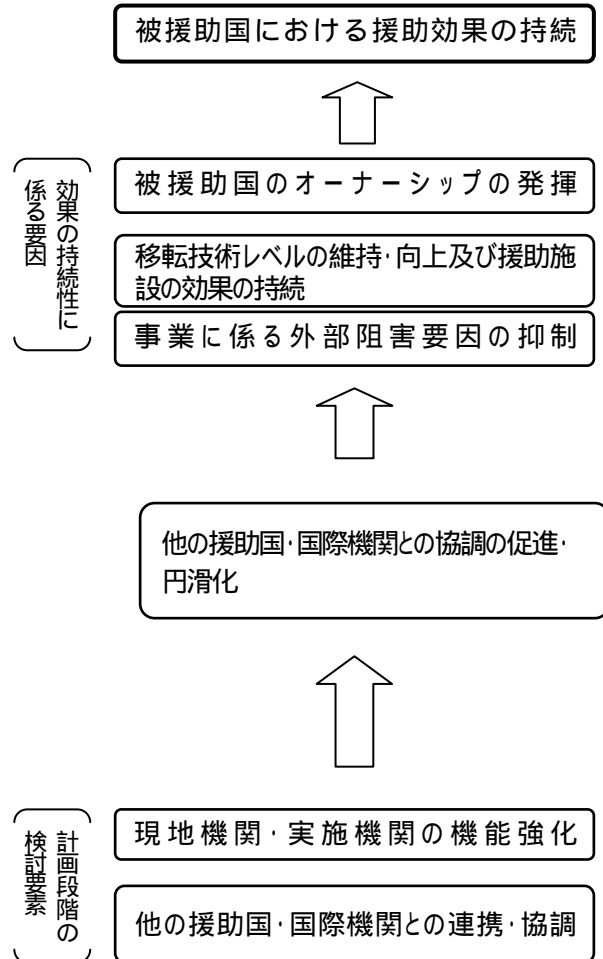
「灌漑及び生活用水供給路建設計画」インドネシア（草の根無償資金協力、平成11年度、337万円）



(注)「灌漑及び生活用水供給路建設計画」(平成12年度在外公館による評価・外務省)に基づき当省が作成した。

# タンザニアにおける援助協調の円滑な推進

## 【ロジック・モデル】



被援助国における援助効果の持続

他の援助国・国際機関との援助協調や協調融資の実施が被援助国における援助効果の持続に結び付いている例あり

他の援助国・国際機関との協調・調整の促進・円滑

権限委譲等による現地機関・実施機関の機能強化

\* スウェーデンは、「1996年、従来からの貧困重視の援助政策に、環境やジェンダー支援といった新たな目標を加えると同時に、現地事務所の強化を打ち出した。この権限委譲はイギリスやデンマークも採用」

\* UNDP (国連開発計画) タンザニア事務所: 「作成した計画の承認権限のみが本部にあり、当該計画がいったん承認されると、その後の実施に係る権限のすべてはタンザニア事務所に賦与」

「日本の現地機関に権限委譲がなされないと、タンザニアをめぐる援助の環境の動きが激しい現状において、援助国・機関間の連携を強化していくことが困難」(UNDP (国連開発計画) タンザニア事務所)

\* 日本は、在外公館に草の根無償資金協力の採択権限が賦与されている以外は、すべて本省やJICA本部の了承なしには援助関係の業務を決定することは不可能

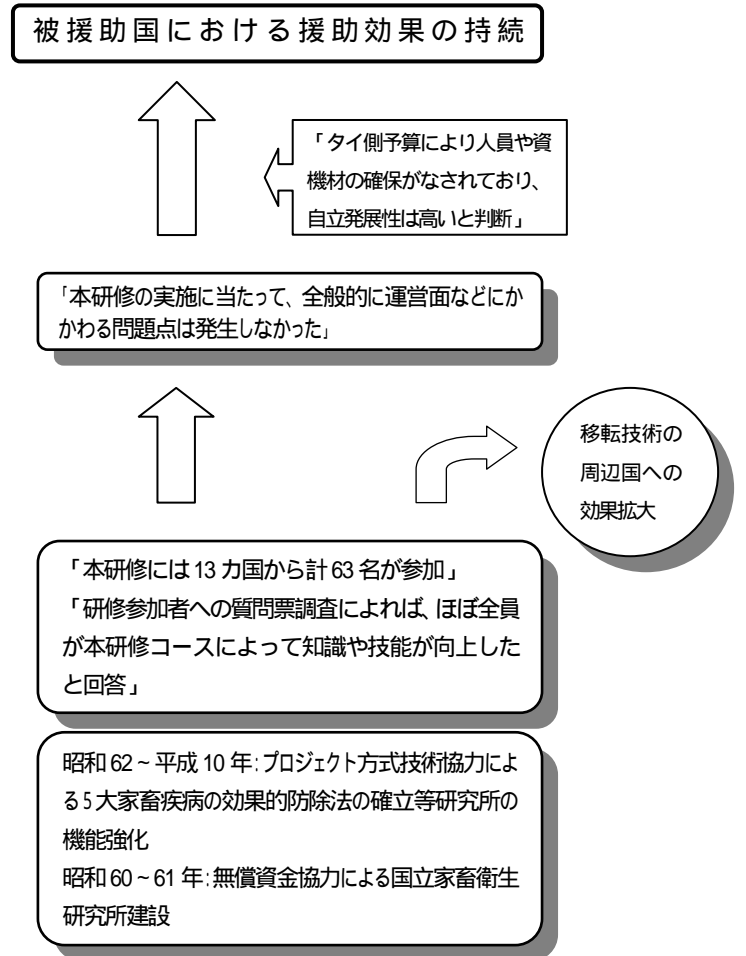
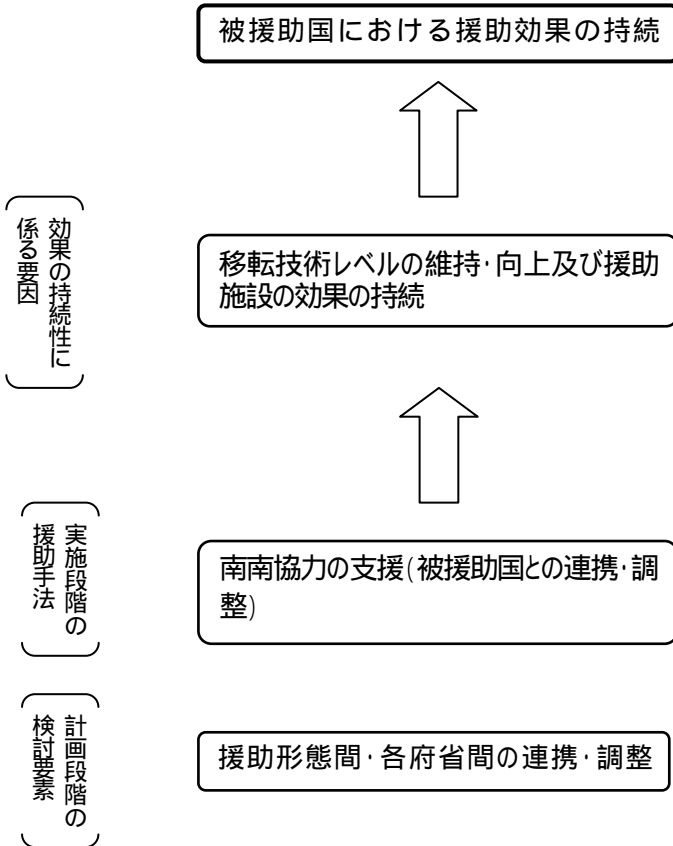
世界銀行、イギリス等多くのドナー国・国際機関が教育、保健、農業、道路等のセクター(分野)において援助協調を実施。日本は、農業セクターにおいて主導的な役割(リード・ドナー)を担当

(注)「外務省委託「平成13年度タンザニア援助実施体制評価報告書」(平成14年3月社団法人世界経営協議会・株式会社ブイ・エス・オー)及び当省の調査結果に基づき作成した。

「重要家畜伝染性疾患の診断技術と防疫技術」 タイ

(第3国集団研修 平成9年～平成13年度、研究講師7人・研修経費 約0.18億円)(無償資金協力、昭和60・61年、23.57億円)(プロジェクト方式技術協力、昭和62年～平成10年、(フェーズ2:専門家45名研修員受入25名・機材供与等3.26億円))

【ロジック・モデル】



(注)「重要家畜伝染性疾患の診断技術と防疫技術」(平成14年度終了時評価・JICA)に基づき当省が作成した。